

「産科・小児科(新生児科)における医師確保計画」の方針について（案）

- ・ 周産期母子医療センターの医療体制を確保できるよう、各医療機関は不足する医師の確保に努めるとともに、県は医師育成奨学金貸与制度等の施策を利用した医師の誘導・定着に努める。